

平成 7 年 8 月 1 日

▼タイトル

高島市農業委員会農地利用最適化推進委員の処分事案について

▼概 要

下記の通り、委員の処分を行いましたので資料提供します。

記

1. 被処分者 高島市農業委員会 農地利用最適化推進委員 64 歳 男性
2. 処分の内容 失職
3. 処分年月日 令和 7 年 8 月 1 日

4. 事件の概要

高島市農業委員会が委嘱している農地利用最適化推進委員が、自己所有地における廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、拘禁刑以上の刑が確定したものの。

5. 処分理由

この非違行為は、農業委員会等に関する法律に該当する。

(推進委員の失職)

第 22 条「推進委員は、第 8 条第 4 項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。」

(委員の任命)

第 8 条第 4 項「次の各号のいずれかに該当する者は、委員になることができない。」

第 8 条第 4 項第 2 号「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」

問い合わせ先

○所 属 : 高島市役所 農業委員会事務局
○電話番号 : 0740—(25)—8513